

第104回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

●事業報告

「会社の新株予約権等に関する事項」

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況に関する事項」

●連結計算書類

「連結株主資本等変動計算書」

「連結注記表」

●計算書類

「貸借対照表」

「損益計算書」

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

第104期 (令和7年4月1日～令和8年3月31日)

株式会社 **三クニ**

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況に関する事項

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に関する当社取締役会の決議内容の概要は、以下のとおりであります。

【業務の適正を確保するための体制の概要】

（１）当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の取締役は、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動し、社会的に公正且つ適法な事業活動を実践し、その経営にあたる。
- ② 当社の取締役は、この実践のため、「企業理念」「行動指針」及び取締役会で承認した「コンプライアンス行動規範」に従い、当社のみならずグループ全体における法令及び企業倫理を自ら率先して遵守する。
- ③ 当社の取締役会における重要な経営の意思決定に際しては、可能な限りの合理的な情報収集・調査・検討を行い、十分な議論を尽くしたうえで合理的な判断のもと意思決定を行うものとする。

（２）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役は、取締役会・執行役員会等、重要な意思決定に係る議事、決裁及びその他重要な書類等については法令の定めにもとづき、文書管理規程等の社内規程に基づき、情報の適正な保存及び管理を行うものとする。

（３）当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の取締役は、企業を取り巻くリスクに対処すべく、リスク管理体制の実践的な構築を行うものとする。
- ② 当社の取締役・執行役員で構成される「サステナビリティ委員会」は、各種規程類やマニュアル等の整備を行い、取締役会の承認のもと、リスク管理体制を推進する。各本部・事業部の個別のリスクに対しては、各種規程類やマニュアル等に従い各本部・事業部が管理を行うものとする。
- ③ 上記の他、海外危機、災害対策、情報セキュリティに係るリスクに対しては個別の部会で詳細な管理を行い、安全衛生については各業務においてリスクを把握し情報を共有、対応するものとする。なお、会社に重大な影響を与える危機の発生に際しては危機管理規程に基づき行動する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の取締役会は、原則月1回以上開催するものとし、経営上の意思決定・監督機能を基本的役割として、経営環境の変化に対し、可能な限りの合理的な情報収集・調査・検討を行い、十分な議論を尽くしたうえで合理的な判断のもと迅速且つ的確に対応すべく意思決定を行うものとする。
- ② 当社は執行役員制度を採用し、執行役員への権限委譲により、迅速な業務執行を行うものとする。
- ③ 当社の執行役員会は、定期的に、事業計画に従って各本部・事業部毎の業務の執行について、進捗状況の確認及び意思決定を行うものとする。

(5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「企業理念」「行動指針」「コンプライアンス行動規範」及び取締役・執行役員を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて整備した各種規程類、行動規範、マニュアル等の実践的運用と徹底を、研修会等を通して、継続的に行うものとする。
- ② 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合されているか及び上記の施策が適切に運営されているかを各種モニタリング及び内部監査を通して監視を行うものとする。
- ③ 法令遵守に関する疑義のある行為等について、当社の使用人が直接通報を行う手段を確保するものとして、社外の弁護士に通報できる内部通報システム（ミクニヘルプライン）を設置・運営し、不祥事を未然に防止するように努める。この場合、通報者の希望により匿名性を保障するとともに通報者に不利益がないことを確保する。

(6) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の業務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 当社が定めるグループ会社管理規程及びグループ会社報告要領において、子会社の月次業績報告、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。
- ② 当社は、当社及び子会社の取締役等が出席する会議を定期的に行い、子会社に対し当該会議における報告を義務づける。
- ③ 当社は、子会社を管轄する地域統括及び子会社の担当役員を定め子会社において重要な事象が発生した場合には、適宜当社への報告を義務づける。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、グループ全体のリスク管理について定める危機管理規程を策定し、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ② 当社は、子会社のリスク管理を担当する機関としてサステナビリティ委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議する。
- ③ 当社は、不測の事態や危機の発生時に危機管理規程に基づき危機管理対策本部を設置し、子会社の事業の継続を図るため、応急対応策を策定し、子会社との連携を図る。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の独立性を尊重しつつ企業単位の事業計画の立案、遂行及びその他意思決定の権限を一部委譲し、職務の執行を効率的に行う体制を構築させる。

二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「企業理念」「行動指針」及び各種規程類、行動規範、マニュアル等の実践的運用と徹底を継続的に行うものとする。
- ② 子会社においては、各子会社に規模や業態等及び所在国法令に基づき適正数の監査役を配置する。
- ③ 当社は、各子会社に対し、「内部統制体制の構築と運営」を役割と定め、その支援を行うとともに、当社の内部監査部門は、内部監査規程、内部統制監査規程、グループ会社管理規程に基づき、定期あるいは臨時に子会社に対する内部監査を実施する。

ホ. その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社の企業集団としての業務の適正と効率性を確保するためのグループ会社管理規程に基づき、定期的に、子会社各社の業務の効率性の確認を行うとともに、コンプライアンス及びリスク管理についてグループ全体で取り組み、業務の適正の確保をする。
- ② 当社の取締役・執行役員は、当社及び子会社が適切な内部統制システムの整備を行うように指導する。
- ③ その他、当社及び子会社の業務の適正を確保するために、「経営トップ診断」「グローバル経営会議」等を実施し、今後も充実をさせていくものとする。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助する補助使用人の配置を求めた場合には、適正な人選を行い、監査役の同意のうえ、指名する。なお、補助使用人が他部門の使用人を兼務することは妨げない。また、補助使用人が所属する部門（補助使用人が複数の場合はその内の一部門）内に事務局を置く。
- ② 補助使用人として指名された者は、監査役の指示に従いその職務を行うものとする。
- ③ 監査役は、その職務を補助使用人に補助させる場合のほか、内部監査部門並びに関係部門に対しても、その職務の補助及び連携を求めることができるものとする。

(8) 前号の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該補助使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助する補助使用人の人事異動等については監査役会の同意に基づくものとする。
- ② 当社の監査役の職務を補助する補助使用人は、監査役よりの指示があった場合、毎月開催される監査役会に出席することとし、補助使用人としての職務の遂行は監査役の指揮命令に従うこととする。
- ③ 当社の監査役の職務を補助する補助使用人が、他部門の使用人を兼務する場合は、監査役に係る職務を優先するものとする。

(9) 当社の監査役への報告に関する体制

イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役に対し、法定事項を報告するのみならず、代表取締役と監査役会が適宜協議し合意した報告事項についても、継続的に報告するものとする。
- ② 内部監査部門の監査結果については、監査役に報告をする。

ロ. 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた当社の取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

- ① 子会社の取締役等及び使用人は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ② 子会社の取締役等及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役に対して報

告を行う。

- ③ 当社内部監査部門及び子会社の監査役等は、定期的に当社の監査役に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

- (10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った子会社の取締役等及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を子会社の取締役等及び使用人に周知する。

- (11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- (12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役及び社外取締役との情報・意見交換の場として、「意見交換会」を定期的に開催し、監査機能の向上を図るものとする。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当事業年度における業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況は以下のとおりであります。

1. コンプライアンス体制

- ・取締役及び執行役員等で構成されるコンプライアンス委員会が、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス行動規範」に基づき、定期的な講習や教育活動を実施しているほか、日常のコミュニケーションを通じてコンプライアンス水準の向上に努めております。
- ・また、法令遵守及び不正行為の防止・早期発見・早期対応を目的として、内部通報制度を整備し、グループ内への周知を図っております。
- ・加えて、コンプライアンスマニュアルを作成し、グループ会社を含む役職員に周知しております。
- ・なお、コンプライアンス委員会は、年1回又は必要に応じて開催しており、当事業年度においては1回開催しております。

2. リスク管理体制

- ・取締役及び執行役員等で構成されるサステナビリティ委員会を設置し、当社グループを取り巻く各種リスクの把握・分析を行っております。これにより、ESG（環境、社会、ガバナンス）の観点を含む各種リスクを可視化し、有事の際の損失を最小限に抑えるための取り組みを推進しております。
- ・また、リスクに関する調査及び分析結果をグループ内で共有し、課題認識の浸透及び必要な対応の推進に努めております。
- ・加えて、同委員会は環境マネジメント及び労働安全衛生マネジメントを統括しております。
- ・なお、同委員会は、年1回又は必要に応じて開催しており、当事業年度においては1回開催しております。

3. 取締役の職務の適正及び効率性の確保に関する取り組み状況

- ・取締役会は取締役8名（うち社外取締役4名）で構成され、監査役の出席のもと、業務執行取締役等からコンプライアンス委員会及びサステナビリティ委員会の活動を含む業務執行状況の報告を受け、経営方針及び中長期的な経営戦略に係る重要事項等について適時に審議・決議を行っております。当事業年度においては、取締役会を14回開催しております。
- ・また、経営判断に際しては、可能な限り合理的な情報収集・調査・検討を行い、十分な議論を尽くしたうえで意思決定を行い、その内容を議事録等に記録しております。
- ・さらに、取締役の職務執行の効率化及び迅速化を確保するため、取締役の管掌業務を明確化するとともに、取締役会による監督のもと、執行役員会等への権限委譲を行っております。
- ・加えて、長期経営ビジョンに基づき中期経営計画及び年度計画を策定し、これらの計画に基づく進捗管理を行っております。
- ・なお、取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程に基づき議事録等として記録し、担当部門において適切に保存・管理するとともに、取締役及び監査役が常時閲覧できるよう運用しております。

4. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正及び効率性の確保に関する取り組み状況

- ・当社は、子会社の業務執行の適正性及び効率性を確保するため、取締役及び執行役員等を子会社の取締役等として配置しております。
- ・また、グループ会社管理規程に基づき、子会社の業績や財務状況、取締役会をはじめとする重要会議の結果、その他の重要事項について、定期的に報告を受けております。
- ・加えて、経営トップ診断、グローバル経営会議等を定期的に開催することにより、当社取締

役が子会社の状況を把握し、必要な指導及び監督を行っております。なお、当事業年度においては、経営トップ診断を主要グループ会社ごとに1回、グローバル経営会議を2回開催しております。

- ・さらに、日常業務においても、当社と子会社との間で関連部門が定期的又は随時に情報交換を行い、業務執行の効率化及び連携強化に努めております。
- ・このほか、内部監査部門が監査計画に基づき、当社及び子会社に対する内部監査を実施し、業務の適正の確保を図っております。

5. 監査役監査の実効性の確保に対する取り組み状況

- ・監査役会は、監査役4名（うち社外監査役3名）で構成され、原則、毎月開催しております。同会において、監査に関する重要な報告及び決議を行っております。なお、当事業年度においては、監査役会を12回開催しております。
- ・監査役は、取締役会、経営情報交換会及び意見交換会に出席するほか、執行役員会等の重要な会議に関する情報を監査役会において共有しております。
- ・また、監査役は、子会社の監査役に就任している役職員から、当該子会社における監査の状況について年2回報告を受けております。
- ・加えて、監査役は、監査の実効性の確保を目的として、取締役、会計監査人、内部監査部門及びグループ会社監査役等と情報共有及び意見交換を行っております。

なお、当社連結子会社の元従業員による不正行為が判明したことを受け、当社は内部統制システムの運用状況について点検を行いました。

社内調査チームによる調査結果を踏まえて策定した再発防止策を徹底し、グループ全体におけるガバナンス体制の強化および内部統制システムの実効性向上に努めてまいります。

連結株主資本等変動計算書

(令和 7 年 4 月 1 日から)
(令和 8 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
令 和 7 年 4 月 1 日 期 首 残 高	2,215	1,954	16,900	△147	20,922
誤 謬 の 訂 正 に よ る 累 積 的 影 響 額			△384		△384
誤 謬 の 訂 正 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	2,215	1,954	16,516	△147	20,538
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△476		△476
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			1,197		1,197
自 己 株 式 の 取 得				△54	△54
自 己 株 式 の 処 分				36	36
株 主 資 本 以 外 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 (純 額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	－	－	721	△18	703
令 和 8 年 3 月 3 1 日 期 末 残 高	2,215	1,954	17,237	△165	21,241

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
令 和 7 年 4 月 1 日 期 首 残 高	4,646	207	5,183	6,399	570	17,007	907	38,837
誤 謬 の 訂 正 に よ る 累 積 的 影 響 額				△68		△68	△0	△453
誤 謬 の 訂 正 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	4,646	207	5,183	6,330	570	16,938	907	38,384
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△476
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益								1,197
自 己 株 式 の 取 得								△54
自 己 株 式 の 処 分								36
株 主 資 本 以 外 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 (純 額)	892	100	－	221	539	1,752	△57	1,695
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	892	100	－	221	539	1,752	△57	2,398
令 和 8 年 3 月 3 1 日 期 末 残 高	5,539	307	5,183	6,551	1,109	18,691	849	40,783

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社等の数 18社
- ・主要な連結子会社の名称
ミクニ アメリカン コーポレーション
ミクニ (タイランド) カンパニー リミテッド
ミクニ インディア プライベート リミテッド

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 ミクニ・アール・ケイ精密株式会社
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社数 1社
- ・主要な会社等の名称 ミクニ・アール・ケイ精密株式会社
- ・持分法適用の関連会社数 一社

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 三國リビングサービス株式会社
- ・持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ミクニ アメリカン コーポレーション、ミクニ ヨーロッパ ゲーエムベアーハー、コービン プロパティーズ アイエヌシー、ミクニ タイワン コーポレーション、ミクニ (タイランド) カンパニー リミテッド、天津三國有限公司、上海三國精密機械有限公司、浙江三國精密機電有限公司、ミクニ メヒカーナ エス・エー・デ・シー・ブイ、ピーティー ミクニ インドネシア、三國 (上海) 企業管理有限公司及びサンライズメディカルジャパン株式会社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては同決算期現在の計算書類を使用しております。但し、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引につきましては、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法に基づく原価法を採用しております。

なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. デリバティブ

時価法によっております。但し、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理しております。

ハ. 棚卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社の建物及び在外連結子会社の保有する有形固定資産は定額法を、その他の有形固定資産は定率法を採用しております。

（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15～50年

機械装置及び運搬具 5～15年

また、当社及び国内連結子会社は、平成19年3月31日以前に取得したもののについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定額法を、在外連結子会社は所在地国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主に5年）に基づいております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として特定の債権について、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 製品保証引当金

当社及び一部の連結子会社は、得意先との補償契約に基づく製品の将来の補償費用の支出に備えるため、過去の実績、予測発生台数及び予測台数当たり補償費用等を考慮した金額を計上しております。

ニ. 役員報酬BIP信託引当金

当社は、役員への株式交付に充てるため、将来の株式交付見込数に基づき見積額を計上しております。

ホ. 株式交付引当金

当社は、株式交付ESOP(Employee Stock Ownership Plan)信託と称される仕組みを採用しており、株式交付規程に基づく従業員への株式交付に充てるため、将来の株式交付見込数に基づき見積額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当グループは、製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当時点において収益を認識しております。また出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払い条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

主にモビリティ事業において、買戻し契約に該当する有償支給取引については、金融取引として有償支給先に残存する支給品について棚卸資産を引き続き認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について「有償支給取引に係る負債」を認識しております。有償受給取引については、加工代相当額のみを純額で収益として認識しております。

また、モビリティ事業の海外の関係会社等の間で行われる物流取引に、当グループが仲介として関わる取引において、当社の役割が代理人に該当するものについては、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

また商社事業における航空機部品輸入販売事業において、顧客への製品の販売における当社グループの役割が代理人に該当する取引について、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

なお、当グループは、一部の在外連結子会社との間で段階式ロイヤリティに関する契約を締結しており、当該連結子会社による対象製品の売上高にロイヤリティ料率を乗じた額を、知的財産の使用許諾の対価として収受することとしております。当該ロイヤリティ料率は、連結子会社のロイヤリティ支払前の売上高営業利益率に応じて段階的に決定される仕組みとなっており、期初に連結子会社の事業計画から暫定的に料率を算定して各四半期末のロイヤリティ額を計算し、期末時点における業績見込みから当該事業年度の最終的な料率を決定して精算する内容となっております。

当該ロイヤリティ収益は、収益認識会計基準(企業会計基準第29号)第50項に定める変動対価に該当します。

当グループは、ロイヤリティ料率の決定に関する不確実性が解消した時点で、又は対象売上高が発生した期間に対応して、収益を認識しております。

⑥ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

ヘッジ要件を満たす為替予約取引については繰延ヘッジ処理を採用することとしており、金利スワップのうち特例処理の要件を満たしているものは、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約取引	外貨建買掛金、外貨建予定仕入
金利スワップ	借入金

ハ. ヘッジ方針 主として当社の内部規程であります「市場リスク管理規程」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

二. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、為替相場の変動を完全に相殺するものと想定することができるため、あるいは、取引すべてが将来の購入予定に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため、有効性があると判定しております。

また、ヘッジ手段の想定元本等とヘッジ対象の元本等が一致しており、金利スワップの特例処理の要件に該当すると判定されるものについては、当該判定をもって有効性の判定に代えております。

⑧ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税を当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損損失

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 130百万円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローを見積り、見積られた割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方を用いております。

正味売却価額の見積りに当たって、合理的に算定された価額を見積もっております。将来キャッシュ・フローについては、事業計画である翌連結会計年度予算及び中期経営計画等に基づき見積っております。

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては、慎重に検討しておりますが、事業計画や経営環境等の前提条件の変化により、追加又は新たな減損損失の計上が必要となる場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 製品保証引当金

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 138百万円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当グループの得意先との補償契約に基づく製品の将来の補償費用の支出に備えるため、過去の補償実績、予測発生台数及び予測台数当たり補償費用等を考慮した金額を計上しております。将来発生した補償費用が見積り額と異なる場合、追加の引当又は戻入が必要になり、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 関係会社との段階式ロイヤリティ契約に係る変動対価の見積り

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 137百万円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当グループは、一部の在外連結子会社と段階式ロイヤリティに関する契約を締結しております。当該契約におけるロイヤリティ料率は、連結子会社のロイヤリティ支払前のセグメント損益における売上高営業利益率に応じて段階的に決定される仕組みとなっており、ロイヤリティ収益は変動対価として認識しております。

当該変動対価の見積りには、連結子会社の事業計画、過去の実績及び期末時点における業績見込み等を考慮しております。

これらの見積りには不確実性が含まれており、連結子会社の業績又は現地税務上の取扱いが見積りと異なる場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 誤謬の訂正に関する注記

当社連結子会社であるミクニ タイワン コーポレーションにおける同社元従業員による不正行為が行われていたことが判明したことから、連結決算における未修正事項の反映を含め、過年度に遡って誤謬の訂正を行っております。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映しております。

この結果、連結株主資本等変動計算書の期首残高は、利益剰余金が384百万円、為替換算調整勘定が68百万円及び非支配株主持分が0百万円、それぞれ減少しております。

4. 追加情報に関する注記

(役員向け株式報酬制度)

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び当社と委任契約を締結している執行役員（以下「取締役等」という。）に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

① 取引の概要

当社は、取締役等を対象に、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、平成27年8月17日に株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入いたしました。

本制度では、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用しております。BIP信託とは、米国の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、BIP信託が取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を役位や業績目標の達成度等に応じて、原則として取締役等の退任時に交付及び給付するものであります。

なお、信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとしております。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する自社の株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、134百万円、317,680株であります。

(従業員向け株式交付信託制度)

当社は、当社従業員（以下「従業員」といいます。）を対象に当社への帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図ることを目的として、令和2年8月24日に従業員インセンティブ・プラン「従業員向け株式交付信託」（以下「本制度」といいます。）を導入いたしました。

① 取引の概要

本制度では、株式交付ESOP（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下「ESOP信託」といいます。）と称される仕組みを採用しております。ESOP信託とは、米国のESOP制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、ESOP信託が取得した当社株式を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する従業員に交付するものであります。なお、当該信託が取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。ESOP信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。

また、ESOP信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効であります。

② 信託に残存する自社株式

信託に残存する自社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部

に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、18百万円、69,300株であります。

(グループ通算制度)

当社及び一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 96,893百万円

(2) 担保提供資産

担保資産の内容及びその金額

有形固定資産 10,067百万円

計 10,067百万円

担保に係る債務の金額

短期借入金 555百万円

計 555百万円

(注) 上記一部に対応する債務はありません。

(3) 当社が「土地再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき、有形固定資産の事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額のうち税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に、合理的な調整を行って計算しております。

・再評価を行った年月日 平成12年3月31日

・再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額 △3,794百万円

(4) コミットメントライン契約(特定融資枠契約)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行9行とコミットメントライン契約(特定融資枠契約)を締結しております。

この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額 6,200百万円

借入実行残高 ー百万円

差引額 6,200百万円

なお、この契約には以下の財務制限条項がついており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき該当する借入金を一括返済することがあります。

- ① 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産額を、前年度比75%以上に維持すること。
- ② 各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産額を、前年度比75%以上に維持すること。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普 通 株 式	34,049	—	—	34,049

(2) 自己株式の数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普 通 株 式	371	136	83	424

- (注) 1. 上記自己株式には、「役員報酬BIP信託」及び「株式交付ESOP信託」の信託口が保有する自己株式を含めております。
2. 普通株式の自己株式の増加136千株は、単元未満株式の買取0千株及び「役員報酬BIP信託」にて市場からの追加取得136千株によるものであります。
3. 普通株式の自己株式の減少83千株は、「役員報酬BIP信託」から対象者への株式の交付77千株及び「株式交付ESOP信託」から対象者への株式の交付5千株によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

令和7年6月26日開催の第103回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 272百万円
- ・1株当たり配当額 8円
- ・基準日 令和7年3月31日
- ・効力発生日 令和7年6月27日

令和7年11月10日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 204百万円
- ・1株当たり配当額 6円
- ・基準日 令和7年9月30日
- ・効力発生日 令和7年12月5日

- (注) 1. 令和7年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、「役員報酬BIP信託」及び「株式交付ESOP信託」の信託口が保有する当社株式への配当金2百万円が含まれております。

2. 令和7年11月10日取締役会決議による配当金の総額には、「役員報酬BIP信託」及び「株式交付ESOP信託」の信託口が保有する当社株式への配当金2百万円が含まれております。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
令和8年6月26日開催の第104回定時株主総会において次のとおり、決議を予定しております。

・配当金の総額	272百万円
・1株当たり配当額	8円
・基準日	令和8年3月31日
・効力発生日	令和8年6月29日

(注) 令和8年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、「役員報酬BIP信託」及び「株式交付ESOP信託」の信託口が保有する当社株式への配当金3百万円が含まれております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、将来の為替・金利変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約等を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金のうち、外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約等を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。なお、当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、コミットメントライン契約（特定融資枠契約）を締結しておりますが、この契約には財務制限条項がついており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき該当する借入金を一括返済することがあります。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引等及び借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ⑦重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権及び貸付金について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、各社の社内規程に従い、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を信用度の高い金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当グループは、外貨建の営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引については、財務担当部門が執行・管理しており、取引権限及び取引限度額について内規に従い、取引の都度決裁担当者の承認を得て行っております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当グループは、各社が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、表に含めておりません。（注）参照

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)投資有価証券 その他有価証券	9,587	9,587	－
資産計	9,587	9,587	－
(2)長期借入金(1年以内に返済予定の 長期借入金を含む)	20,720	20,322	△398
負債計	20,720	20,322	△398
デリバティブ取引(*)	418	418	－

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(注) 市場価格のない株式及び投資事業有限責任組合

区 分	連結貸借対照表 計上額 (百万円)
非上場株式	393
投資事業有限責任組合	62

非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

投資事業有限責任組合については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針 31号 令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2 の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	9,587	—	—	9,587
デリバティブ取引	—	418	—	418

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融負債

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(1年以内に返済予定の長期借入金を含む)	－	20,322	－	20,322

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

当グループの報告セグメントは、当グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。当社は、製品・サービス別に国内及び海外の包括的な戦略を立案し、グループ企業と協力のもとに事業活動を展開しております。

当グループは、製品・サービス別のセグメントから構成されており、「モビリティ事業」、「ガステクノ事業」及び「商社事業」の3つを報告セグメントとしております。

「モビリティ事業」は、主に四輪車・二輪車・汎用エンジン用燃料供給装置類及びエンジン関連機能品類の製造販売を行っております。「ガステクノ事業」は、主にガス機器用制御機器類及び水制御機器類等の製造販売を行っております。「商社事業」は、主に航空機部品類、芝管理機械等の輸入販売事業を行っております。また、地域別の収益は、顧客の所在地に基づき分解しております。これらの分解した収益とセグメント売上高との関連は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	モビリティ事業	ガステクノ事業	商社事業	計	その他（注）	合計
日本	25,619	2,317	10,195	38,132	1,991	40,124
北米	7,930	－	－	7,930	99	8,029
欧州	2,206	－	6	2,212	－	2,212
中国・台湾	13,185	2,472	－	15,658	407	16,065
アセアン	9,909	－	－	9,909	0	9,909
インド	25,527	－	－	25,527	－	25,527
その他	1,347	191	10	1,548	0	1,549
合計	85,725	4,981	10,212	100,920	2,499	103,419

（注）「その他」事業は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、福祉介護機器等の製造販売事業等を含んでおります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約における履行義務の充足の時期及び取引価格、履行義務への配分額の算定方法については、「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4)会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,187円62銭

(2) 1株当たり当期純利益金額 35円59銭

（注）株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額の算定上、当連結会計年度末株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額及び当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の当連結会計年度末株式数及び期中平均株式数

当連結会計年度末株式数424,340株 期中平均株式数396,231株

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,433	流動負債	16,090
現金及び預金	229	支払手形	17
受取手形	25	買掛金	4,971
電子記録債権	62	電子記録債権	982
売掛金	9,848	契約負債	40
商品及び製品	1,094	短期借入金	2,750
仕掛品	1,463	1年内返済予定長期借入金	4,162
原材料及び貯蔵品	260	リース負債	172
前払費用	203	未払法人税等	402
未収入金	963	未払人税等	47
その他の金	285	未払費用	1,192
貸倒引当金	△3	預り金	82
		賞与引当金	1,251
固定資産	47,375	製品保証引当金	6
有形固定資産	18,455	その他の	11
建物	4,433	固定負債	21,718
構築物	252	長期借入金	14,645
機械及び装置	1,756	リース負債	170
車両運搬具	19	繰延税金負債	2,460
工具器具備品	584	再評価に係る繰延税金負債	2,302
土地	10,114	退職給付引当金	1,385
リース資産	275	役員報酬BIP信託引当金	38
建設仮勘定	1,018	株式交付引当金	69
無形固定資産	315	その他の	637
ソフトウェア	294	負債合計	37,808
その他の他	20	(純資産の部)	
投資その他の資産	28,604	株主資本	13,277
投資有価証券	9,669	資本	2,215
関係会社株式	13,365	資本剰余金	1,700
関係会社出資金	5,883	資本準備金	1,700
長期前払費用	14	利益剰余金	9,527
その他の他	420	利益準備金	598
貸倒引当金	△161	その他の利益剰余金	8,928
投資損失引当金	△588	繰越利益剰余金	8,928
資産合計	61,809	自己株式	△165
		評価・換算差額等	10,723
		その他有価証券評価差額金	5,539
		土地再評価差額金	5,183
		純資産合計	24,000
		負債及び純資産合計	61,809

損 益 計 算 書

(令和 7 年 4 月 1 日から
令和 8 年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目										金 額	
売 上	高 価									37,944	
売 上	原 価									34,472	
販 売 費	上 原 総 利 益									3,471	
営 業 費	及 び 一 般 管 理 費									3,877	
営 業 外 収 益	損 失									405	
受 取 利 息	・ 配 当 金									2,609	
賃 貸 収 入	他									244	
そ の 他										35	
営 業 外 費 用										530	
支 払 利 息										307	
賃 貸 費 用										119	
為 替 差 損										76	
そ の 他										27	
経 常 利 益										1,953	
特 別 利 益										4	
特 固 定 資 産 売 却 益										4	
特 別 損 失										1,206	
特 固 定 資 産 売 却 等 損 失										109	
減 損 損 失										94	
投 資 損 失	引 当 金 繰 入 額									588	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損 他										410	
そ の 他										3	
税 引 前 当 期 純 利 益										751	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税										357	
法 人 税 等 調 整 額										△0	
当 期 純 利 益										394	

株主資本等変動計算書

(令和 7 年 4 月 1 日から)
(令和 8 年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
令和 7 年 4 月 1 日 期 首 残 高	2,215	1,700	1,700	598	9,009	9,608	△147	13,376
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当					△476	△476		△476
当 期 純 利 益					394	394		394
自己株式の取得							△19	△19
自己株式の処分							1	1
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△81	△81	△18	△99
令和 8 年 3 月 3 1 日 期 末 残 高	2,215	1,700	1,700	598	8,928	9,527	△165	13,277

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
令和 7 年 4 月 1 日 期 首 残 高	4,646	5,183	9,830	23,207
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△476
当 期 純 利 益				394
自己株式の取得				△19
自己株式の処分				1
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	892	－	892	892
事業年度中の変動額合計	892	－	892	793
令和 8 年 3 月 3 1 日 期 末 残 高	5,539	5,183	10,723	24,000

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式は、移動平均法に基づく原価法を採用しております。
- ② その他有価証券は、市場価格のない株式等以外のものは、時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
市場価格のない株式等は、移動平均法に基づく原価法を採用しております。
なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。但し、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理しております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品、原材料は総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）、貯蔵品は最終仕入原価法による原価法を採用しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………建物 は定額法を、建物以外は定率法を採用しております。
(リース資産を除く) 但し、平成28年4月1日以降に取得した構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～50年
機械及び装置	9年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
- ② 無形固定資産……………定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、
(リース資産を除く) 社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員等に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準に基づき計上しております。
- ③ 製品保証引当金……………得意先との補償契約に基づく製品の将来の補償費用の支出に備えるため、当事業年度の発生状況と過去の実績等を考慮した金額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に14年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- ⑤ 役員報酬BIP信託引当金 ……役員への株式交付に充てるため、将来の株式交付見込数に基づき見積額を計上しております。
- ⑥ 株式交付引当金……………株式交付ESOP(Employee Stock Ownership Plan)信託と称される仕組みを採用しており、株式交付規程に基づく従業員への株式交付に充てるため、将来の株式交付見込数に基づき見積額を計上しております。
- ⑦ 投資損失引当金……………市場価格のない子会社株式等について、実質価額が著しく低下している状況には至っていないものの、その回復可能性に不確実性が認められ、将来発生が見込まれる損失に備えるため、実質価額の低下に相当する額を計上しております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社は、製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。また出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるときまでの期

間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払い条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

主にモビリティ事業において、有償受給取引については、加工代相当額のみを純額で収益として認識しております。

また、モビリティ事業の海外の関係会社等の間で行われる物流取引に、当社が仲介として関わる取引において、当社の役割が代理人に該当するものについては、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(8) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(9) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税を当事業年度の費用として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損損失

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 94百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローを見積り、見積られた割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は正味売却価額によっております。

正味売却価額の見積りに当たって、合理的に算定された価額を見積もっております。

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては、慎重に検討しておりますが、事業計画や経営環境等の前提条件の変化により、追加又は新たな減損損失の計上が必要となる場合には、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 製品保証引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 6百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の得意先との補償契約に基づく製品の将来の補償費用の支出に備えるため、過去の補償実績、予測発生台数及び予測台数当たり補償費用等を考慮した金額を計上しております。将来発生した補償費用が見積り額と異なる場合、追加の引当又は戻入が必要になり、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 投資損失引当金および関係会社出資金評価損

① 当事業年度の計算書類に計上した投資損失引当金 588百万円

当事業年度の計算書類に計上した関係会社出資金評価損 410百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、子会社株式等及び関係会社出資金について、各社の財政状態を勘案し、実質価額の低下の有無を検討しております。

市場価格のない子会社株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が取得原価に比べて著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額を当期の損失として処理しております。また、実質価額が取得原価に比べて著しく低下している状況には至っていないものの、ある程度低下した場合には、健全性の観点から、実質価額の低下に相当する額を投資損失引当金として計上しております。

これらの見積りに用いた仮定には不確実性が含まれており、各関係会社の事業環境の変化、為替相場の変動、事業計画における前提条件の変化等により、追加の引当金繰入又は戻入が必要となる場合には、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 追加情報に関する注記

(役員向け株式報酬制度)

取締役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結注記表の「4. 追加情報に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(従業員向け株式交付信託制度)

従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結注記表の「4. 追加情報に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(グループ通算制度)

当社及び一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 48,332百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権 5,419百万円

(3) 関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務 2,951百万円

(4) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入金等に対し次のとおり保証を行っております。

ミクニ アメリカン コーポレーション 195百万円

浙江三国精密機電有限公司 2,855百万円

上海三国精密機械有限公司 1,798百万円

計 4,849百万円

(5) 担保提供資産

担保資産の内容及びその金額

有形固定資産	10,067百万円
計	10,067百万円

担保に係る債務の金額

短期借入金	555百万円
計	555百万円

- (6) 「土地再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき、有形固定資産の事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額のうち税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に、合理的な調整を行って計算しております。

- ・再評価を行った年月日 平成12年3月31日
- ・再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額 $\Delta 3,794$ 百万円

(7) コミットメントライン契約（特定融資枠契約）

当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行9行とコミットメントライン契約（特定融資枠契約）を締結しております。

この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	6,200百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	6,200百万円

なお、この契約には以下の財務制限条項がついており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき該当する借入金を一括返済することがあります。

- ① 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産額を、前年度比75%以上に維持すること。
- ② 各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産額を、前年度比75%以上に維持すること。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高の総額

営業取引による取引高の総額

売上高 9,906百万円

仕入高 10,800百万円

営業取引以外の取引による取引高の総額 2,595百万円

(2) 投資損失引当金繰入額

連結子会社である浙江三国精密機電有限公司について財政状態等を勘案し投資損失引当金繰入額588百万円を計上したものであります。

(3) 関係会社出資金評価損

連結子会社である三国（上海）企業管理有限公司の出資金に関して、評価損410百万円を特別損失に計上しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普 通 株 式	371	136	83	424

(注) 1. 上記自己株式には、「役員報酬BIP信託」及び「株式交付ESOP信託」の信託口が保有する自己株式を含めております。

2. 普通株式の自己株式の増加136千株は、単元未満株式の買取0千株及び「役員報酬BIP信託」にて市場からの追加取得136千株によるものであります。

3. 普通株式の自己株式の減少83千株は、「役員報酬BIP信託」から対象者への株式の交付77千株及び「株式交付ESOP信託」から対象者への株式の交付5千株によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式等	818百万円
退職給付引当金	426百万円
確定拠出年金移行に伴う未払金	210百万円
未払役員退職慰労金	3百万円
製品保証引当金	2百万円
賞与引当金	384百万円
棚卸資産評価損	179百万円
一括償却資産償却超過額	18百万円
貸倒引当金超過額	50百万円
減損損失	545百万円
繰越欠損金	2,773百万円
その他	901百万円

繰延税金資産小計	6,315百万円
----------	----------

評価性引当額	△6,315百万円
--------	-----------

繰延税金資産合計	－百万円
----------	------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△2,460百万円
--------------	-----------

その他	△0百万円
-----	-------

繰延税金負債合計	△2,460百万円
----------	-----------

繰延税金負債の純額	△2,460百万円
-----------	-----------

再評価に係る繰延税金負債	△2,302百万円
--------------	-----------

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会 社 等 の 名 称	議 決 権 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	ミクニ インディア プライベートリミ テッド	直接所有 74.93% 間接所有 25.07%	製 品 等 の 販 売	売 上 高 (注 2) 資 金 の 回 収	3,218 655	売 掛 金 短期貸付金	2,719 —
子会社	ミクニパーテック 株式会社	直接所有 100.00%	製 品 等 の 仕 入 役 員 の 兼 任	仕 入 高 (注 1)	3,085	買 掛 金	1,053
子会社	ミクニ (タイランド) カンパニー リミテッ ド	直接所有 93.00% 間接所有 0.00%	製 品 等 の 仕 入 製 品 等 の 販 売	仕 入 高 (注 1)	1,706	買 掛 金	951
子会社	ピーティー ミクニ インドネシア	直接所有 75.00% 間接所有 25.00%	製 品 等 の 仕 入 製 品 等 の 販 売	仕 入 高 (注 1) 売 上 高 (注 2)	4,921 2,856	買 掛 金 売 掛 金	394 657
子会社	浙江三国精密機電有 限公司	直接所有 100.00%	製 品 等 の 仕 入 製 品 等 の 販 売	債務の保証 (注3)	2,855	—	—
子会社	上海三国精密機械有 限公司	直接所有 90.15%	製 品 等 の 仕 入 製 品 等 の 販 売	債務の保証 (注3)	1,798	—	—
子会社	株式会社ミクニエア ロスペース	直接所有 100.00%	役 員 の 兼 任 資 金 の 援 助	資金の貸付 (注4)	1,985	短期貸付金	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案して毎期価格交渉の上、一般取引条件と同様に決定しております。

(注2) 市場価格、総原価を勘案して、当社希望価格を提示し、毎期価格交渉の上、一般取引条件と同様に決定しております。

(注3) 子会社の行っている金融機関からの借入等に対して債務保証を行ったものであり、保証料は一般取引条件と同様に決定しております。

(注4) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引が反復的に行われている場合には、取引金額は月末平均残高で記載しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「8.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | | |
|-----|--------------|---------|
| (1) | 1株当たり純資産額 | 713円77銭 |
| (2) | 1株当たり当期純利益金額 | 11円73銭 |

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額の算定上、当事業年度末株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額及び当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の当事業年度末株式数及び期中平均株式数

当事業年度末株式数424,340株 期中平均株式数396,231株

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。